

一般社団法人日本ロボット学会 研究奨励賞規程

2011年5月18日理事会制定
2011年11月15日理事会改定
2019年4月16日理事会改定
2019年7月18日理事会改定
2020年10月15日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、研究奨励賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 研究奨励賞(英文名: Young Investigator Excellence Award)は、研究や技術開発を奨励し、若手の研究者、技術者を積極的に育成することを目的として、優れた業績をあげた新進の研究者または技術者に贈呈する。

(受賞者の数)

第3条 受賞者は原則として5名以内とする。ただし、事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象は、当該年に行う本会会誌の公募に応じて応募のあったもので、以下の基準を満たす業績とする。

- (1) 応募者が主体となって実施したことがわかるもの
- (2) 研究者として実施をした結果に基づき発表した論文などの著作物
- (3) 技術者として実施をした結果に基づき発表した特許(出願中を含む)、技報などの公開資料

(応募者の資格)

第5条 応募の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請時において本会正、学生会員であること。
- (2) 申請年度の4月1日において満35才以下であること。
- (3) 本研究奨励賞を受けたことのない者であること。

(賞の内容)

第6条 研究奨励賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(選考小委員会の設置)

第8条 研究奨励賞の候補者を選考するため選考小委員会(研究奨励賞選考小委員会)を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 企画・広報理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。委員の任期は原則2年とする。

(選考の原則)

第9条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(審査における評価項目)

第10条 本賞の審査に当たっては、主に以下の項目について評価する。

- (1) 新規性、独創性

(2) 発展性

(3) ロボット学に対する貢献度および社会に対する貢献度、もしくはロボット産業に対する貢献度および社会に対する貢献度

(第一次審査方法)

第11条 選考小委員会は、応募者の業績を、それぞれ複数名の委員で評価し、評価結果に基づき10人程度の第1次選考候補者を選定する。

(第二次審査方法)

第12条 上記の第1次選考候補者を、選考小委員会の全委員で再度評価する。

2 選考小委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

(結果の報告)

第13条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。

2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第14条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

(経緯の非公開)

第15条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

第16条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、企画・広報理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年5月18日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改定実施する。
3. 本規程は2019年4月16日より改定実施する。
4. 本規程は2019年7月18日より改定実施する。
5. 本規程は2020年10月15日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会研究奨励賞規程」の正文であることを確認する。

2020年10月15日

署名

印